

中央職業訓練所設立秘録

一八王子総合職業訓練所が代替施設だった！？—

元職業能力開発総合大学校 田中 萬年

1. はじめに

この度、『戦後職業訓練関係資料集』⁽¹⁾の編集に携わり、中央職業訓練所（現職業大）と八王子総合職業補導所（現都立多摩職業能力開発センター八王子校）に関して分かった新たな事実をご紹介します。

2. なぜ東京に総合職業訓練所はないのか？

私は職業訓練大学校を卒業すると長崎総合職業訓練所に務めた。当時、各道府県に1ヶ所以上ある総合職業訓練所（略称：総訓。現在のポリテクセンターまたは職業能力開発短期大学校・職業能力開発大学校）が何故に東京都には無いのだろう、との疑問があったが、職業訓練大学校に付属があるからだろう、と勝手に解釈していた。

周知のように、総訓の前身である総合職業補導所は当初国が設置し都道府県に委託していたので、国と都道府県で委託契約を結んでいる。この委託契約に関する資料や、事例として神奈川県と労働省との契約文書も資料集に転載されている<中>巻〔5-2-56〕。

その後、何時見たのか明確でないが、『雇用促進事業団十年史』をめぐっていて、1964（昭和39）年に江東総合職業訓練所が東京都へ移管されていることが分かり、東京都にも総合職業補導所があったことを知った。しかし、どのような理由で移管されたのかの説明は記されていなかった。

さて、1957（昭和32）年に労働福祉事業団が設立されると、順次、総合職業補導所は都道府県から労働福祉事業団へ移管され、その後設立された（昭

和36年6月）雇用促進事業団に再移管された。

なお、「職業訓練法」の制定により、公共職業補導所は職業訓練所と名称変更したが、雇用促進事業団運営の施設には「総合」が付けられたままであった。

3. 実は、東京に総訓は2つもあった！！

今回の資料集編集過程で、先ず江東総合職業補導所の設立を確認すると、1959（昭和29）年に啓成会、沼津に次ぐ三番目に設立されていた。

ところが、江東の他に東京都には八王子総合職業補導所が昭和33年3月31日の「労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令」（第56号）<上>巻〔3-61〕で設立されていることを驚きを持って知った。つまり、八王子総合職業補導所については『労働福祉事業団十年史』にも『雇用促進事業団十年史』にも記載は無かったので、新たな疑問が生じることになった。

八王子総合職業補導所は上の政令から見ると当初から労働福祉事業団の管理で開設していたことになる。これは雇用促進事業団に引き継がれたはずであるが、八王子総訓の存在を立証する資料は無い。この疑問は、「職業訓練法」が制定され、昭和33年6月30日の「職業訓練法施行令」にも労働福祉事業団が管理する施設として八王子総合職業訓練所が明記されていることによってさらに膨らんだ。

4. 中央職業訓練所の設立事情

中央職業訓練所（略称：中訓）の設立に関して筆者も『中央職業訓練所設立関連資料集』を編集し⁽²⁾、

小論を記している⁽³⁾が、中訓が昭和36年に現在の小平に設立された時に、設置場所に関する複雑な経緯が有ったとは考えにも及ばず、そのことについては恥ずかしながら看過していた。

『中訓資料集』を見直すと、「中央職業訓練所設立委員会議事録」の第1回（昭和34年3月17日）で、「経過報告」として有馬委員（注：有馬元治労働省職業訓練部長：当時）により次のような説明がなされていた。

- （1） 中央職業訓練所はもともと国の直轄機関であるべきだが予算定員面に色々一般財源を得るに制約があるので事業団にうつし役所的性格のないものにすることに決定した。
- （2） 中央職業訓練所設置要綱（資料No2）は労働省で事業団と相談して立案した合作試案である。
- （3） 中央職業訓練所の敷地については政令できめられ位置は国分寺より西武線に乗り、小川町下車が最も近く都心より自動車で約50分電車で約1時間のところである。
- （4） もともと此の一面は50,000坪で東部訓練所で使用していたがその後、都に移管して維持管理にあたってきた。その間建築局或は労働省の寮等が出来30,000坪の部分のみが残った。
- （5） 現在ある東京身体障害者の訓練所を南によせて、その跡に建立することを予定した。その外運動場として東京身体障害者訓練所と約8,000坪を共有地域とし全部で、15,000坪が使用可能である。
- （6） 場所の選定については種々物色したが予算的制約があり結局こゝにおち付いた。

有馬部長の説明によると、東部訓練所⁽⁴⁾の跡地を東京都に移管し、既に設置されていた東京身体障害者職業訓練所と併設することが紹介されている。しかし、都の職業訓練所についての説明はなく疑問が残る。この委員会は次の政令公布を受けて開催されたことが分かる。

その中央職業訓練所は昭和34年2月16日の「労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令」（第15号）で東京都北多摩郡小平町に設立することが明記された⁽⁵⁾。また、同時に八王子総合職業訓練所の廃止が明記された。八王子総合職業訓練所は間違いなく設立されていたのである。

ところが、現都立多摩職業能力開発センター八王子校の沿革をホームページで見ると、「昭和34年4

月八王子職業訓練所として開設」となっている。

すると、八王子総合職業訓練所が都立八王子職業訓練所になったと考えるのが順当だろう。しかし、町名・番地が同一とは分ならず、確証が無い。この両者の関係を見定める必要がある。

考えられることは、「職業訓練法」制定後に労働福祉事業団から東京都へ移管されていたと推測されるが、このことを示す労働福祉事業団からの移管と、都立八王子職業訓練所が総合職業補導所からの転換だったことを認定した法令・規定は見つからない。

そこで、「職業訓練法」制定前後の法令と東京都の職業訓練施設の設置・廃止規定をみると、

①小平町小川2264番地に都立多摩公共職業補導所が昭和23年9月9日に設置されている（告示）。

②中央公共職業補導所（品川区大井・鮫洲町238）が昭和25年5月27日に設立されている（告示）。

この中央公共職業補導所が昭和33年6月26日に大井職業訓練所に名称を変更している（条例）ことは、「職業訓練法」により中央職業訓練所の設置が明記された事を受けての変更だと推測される。

③八王子総合職業補導所の廃止が規定された直後の昭和34年3月に都立八王子職業訓練所が設置されている（条例）。しかし、両者の関係は不明である。

④また、東京都の昭和34年4月30日の告示には多摩職業訓練所の記載が無く、このことは同所は廃止されたという意味に受け取れる。

国は政令に八王子総合職業訓練所の設置とともに廃止も明記しているが、都は設置を決めた条例第49号の改正である条例第20号にて廃止を何故に明記していないのであろうか。

5. もともと小川の敷地は三井家の文庫予定地

ところで、昭和24年7月1日現在の「全国職業補導所名便覧」⁽⁶⁾では、多摩公共職業補導所の住所は身体障害者職業補導所と同じ小川の番地である。ところが、「経営主体」を「労働省委託」としている。このことは、有馬委員の説明にあったが筆者の観念に

は無く、既に、東京身体障害者職業補導所と併存して多摩公共職業補導所が有ったことを意味していた。

この「厚生省所管の東部国民勤労訓練所」の「約五万坪の敷地はもともと三井財閥の三井文庫が移転する予定地であったのを譲り受けたものだという」⁽⁷⁾ので、この地は戦前から政府の管轄下におかれていたのであろう。そのため、『補導事務必携』に記されたように多摩職業補導所は「労働省委託」だったのであろう。そうだとすると、この事によって新たな疑問が生じる。

6. 公文書館メモを手掛かりにして

いずれにしろ、多摩職業訓練所と八王子総合職業訓練所との関係についてより明確にしなければならないと思い、東京都の公文書館で調べて見ると、次のような文書（メモ）を発見した。

⑤昭和34年9月9日付けの（知事事務引継）の「現在実施中の特に重要な事項」の一つとして、「2. 中央職業訓練所設置に伴う八王子職業訓練所との敷地と建物の交換の件」とした次のメモである。

本年4月1日開所の八王子職業訓練所は（労働福祉事業団建設――3200万円）近く建設予定の中央職業訓練所（国の管理、運営）の敷地（約1万坪）との交換方の状態にあり、このため多摩職業訓練所の全敷地の実測を行い、これが完了次第実際の手続きに入る予定

中央職業訓練所の設立に関して、中央職業訓練所の敷地は八王子総合職業訓練所と都立多摩職業訓練所との土地の交換により得られていると読める。

しかし、先に述べたように、東京都に委託していた国の管理下の多摩職業訓練所と国の事業団が設立した八王子総合職業訓練所との「交換」とは何を意味しているのか、という新たな疑問が生じる。普通に理解するような単純な交換ではないようである。

7. 八王子と小川の敷地交換文書の発見

新たに、昭和34年の条例第20号の起案文である昭和34年2月13日付けの『東京都職業訓練所条例

の一部を改正する条例の制定について』の綴を発見した。そこには④「条例改正の理由」、職業訓練所の⑤「新旧対照表」、⑥「案の一」（八王子職業訓練所の追加）、⑦「案の二」（財務局長宛依頼・議案書）、⑧「案の三」（労働局長宛通知・議案書）、⑨「東京都職業訓練所条例の一部を改正する条例」、⑩「八王子職業訓練所の運営について」（訓練部長通達写し）が纏められていた。

最後の⑩労働省職業安定局職業訓練部長の通達は次の通りであるが、日付からこの通達を受けた後に次ページの条例案は起案されたと言える。また、同通達には多摩職業訓練所のことは記されておらず、この通達だけではどのように中央職業訓練所と交換するのかが関係が不明である。

⑤
職訓発第一一〇号
昭和三十四年二月九日
東京労働局長 殿
労働省職業安定局職業訓練部長
八王子職業訓練所の運営について
八王子市内所在の職業訓練所施設については、貴都の要請に基づき、失業保険福祉施設として国費をもって建設してきたところであるが、昨年職業訓練法が施行されたことに伴い、これを一般職業訓練所として貴都が設置運営することが適当であると思われるので昭和三十四年度から一般職業訓練所として訓練業務を開始されるよう何分のご配慮をお願いします。
なお、この施設は近く中央職業訓練所建設敷地と交換して、貴都所有のものにいたしたい所存であるが、当分の間無償貸与する予定なので申し添えます。

また、⑤「新旧対照表」は訓練所の名称及び位置の対照表であるが、ここの3番目に多摩職業訓練所が記されており、同所の存在は既定であることが分かる。そして、表の最後に八王子職業訓練所（八王子市台町五十四番地）が追加されている。

しかし、「案の一」等の条例改正案には条例20号と同じく八王子職業訓練所は追加されているが、多摩職業訓練所の廃止については記されていない。

次ページの「東京都職業訓練所条例の一部を改正する条例」は議会への「条例の制定理由」書であり、八王子職業訓練所設置の経過について説明している。上の条例改正の理由に、中央職業訓練所を設置

二 条例案の概要（以下略）

東京都職業訓練所条例の一部を改正する条例
一 条例の制定理由
八王子市に職業訓練所を設置することについては、昭和三十一年以来、知事及び議長あてに地元関係者（市長、市議会議員、中学校長、P・T・A連合会長等）から、再三にわたり陳情、請願がなされてきたところであり、本都としてもその必要を認め、昭和三十一年末に国との職業訓練所設置について接渉した結果、失業保険福祉施設（失業保険法第二十七条の二）としてこれを設置することに決定し、以来、国費をもって、この施設が行われ、また竣工後は、総合職業訓練所として労働福祉事業団（略）が運営にあたることとしていたものである。
しかし、その後職業訓練法（略）の公布・施行にともない労働福祉事業団は、同法に基づく中央職業訓練所の設置が必要となり、これを都下北多摩郡小平町（東京都多摩職業訓練所内）に設置する予定とされ、また、同所の運営も行わなければならないことから、この八王子に設置される職業訓練所については、本都に建物が無償貸与し、一般職業訓練所として運営されたい旨の国からの申出があったので、種々検討の結果、陳情、請願の趣旨及び本都職業訓練所の分布の実状並びに現下の職業訓練事業の重要性等を考慮して、国の申出のとおり、本都職業訓練所として本年四月一日から開所することとした。これがこの条例制定の理由である。

することに係わり、八王子総合職業訓練所が八王子職業訓練所に衣替えすることが記されている。

しかし、中央職業訓練所は多摩職業訓練所内に設置するとしているが、多摩職業訓練所の廃止は文意からは読み取れない。多摩職業訓練所の廃止は議会では口頭説明で済まされたのであろうか。

この経緯を『読売新聞』は、「労働省は34年度から3年計画で小平町に国立中央職業訓練所を造る。これまで東京都立多摩訓練所があった敷地を東京都が提供し、5月に着工される。」⁽⁸⁾と記していた。このことは、先の労働省の職業訓練部長通達の指示と関わりと推測される。

そして、『毎日新聞』は「小平町の多摩職業訓練所は3月で廃止することになったが、多摩職業訓練力会では強い不満を示している。」と紹介している⁽⁹⁾ように、やはり一般的には多摩職業訓練所は廃止であったと言えよう。

ただ、中央職業訓練所と同時に東京総合職業訓練所が開所しており、これは多摩職業訓練所の代替施設だったと思われる。この東京総訓が昭和37年8月に中訓付属総訓に組織替えとなったのである。

8. 労働福祉事業団十年史のなぞ

国の法令と東京都の条例等のみでは八王子総合職業訓練所の行方は分からず、中央職業訓練所の設置の経緯は知られぬまま経過しただろう。昭和34年の春に都知事の交代があったため、先の⑤のメモが作成され、保存されていたことを手がかりに、八王子総合職業訓練所と中央職業訓練所の交換の経過が一応は明らかになった。

しかし、八王子総合職業訓練所については東京都への移管についてだけでなく、設立についての記述も『労働福祉事業団十年史』に無いのは何故なのか、疑問が残るところである。何かご存知の方がおられたらご教示戴きたい。

（注）

- （1）『戦後職業訓練関係資料集』＜上・中・下＞（調査研究資料第140号）、2024年2月。
- （2）『中央職業訓練所設立関連資料集』職業能力開発総合大学校就職支援センター、平成20年7月。
なお、本資料集は元図書館職員祝藤次郎氏、元教務係長金子良三氏、および元通信訓練部長野口俊幸氏から譲り受けた資料を編集したものである。
- （3）拙稿「中央職業訓練所の設立に関する一考察」『職業能力開発総合大学校紀要第38号B』2009年3月。
- （4）戦前の東部国民勤労訓練所のことである。村上禎成『国民勤労訓練所』、日本産業文化協会、昭和19年に詳しい。
- （5）『戦後資料集』＜上＞巻〔3-60〕の昭和32年11月1日「労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令」で中央職業訓練所等が設置されたと記した「職業訓練施設」の別表は全面的に誤りだったことが本稿を整理する過程で分かりました。これは『官報』をチェックせず、『労働福祉事業団法令・通達集』からそのまま転載したミスでした。この場を借りて関係者、読者に謝ります。正誤表はとりあえず小生のホームページに掲載しました。基盤センターのホームページには今春に掲載されました。
- （6）労働省職業安定局職業補導課『補導事務必携』、昭和24年。『戦後資料集』＜下＞巻〔7-2-1〕に転載。
- （7）『小平市史 近現代編』、平成25年3月。
- （8）『読売新聞』、昭和34年3月27日。（小平市立図書館「新聞記事検索データベース」より）
- （9）『毎日新聞』、昭和35年2月10日。（小平市立図書館「新聞記事検索データベース」より）

付記：本稿は、2024年5月11日に開かれた日本職業教育学会第76回関東地区部会（エルゴナジー研究会）において配布した資料を加筆・修正したものです。